

森のようちえん振興議員連盟 提言

近年、「森のようちえん」に対する関心は大きく広がり、自然の中での主体的な活動によって子どもの育ちや自主性が育まれる等の特性に大きな期待が寄せられており、今後「森のようちえん」への取り組みが更に広がり、団体数も着実に増えていくことが予想されている。そうした中、「森のようちえん」に対する関心は行政・企業・各団体にも広がりつつあり、自治体によっては独自の支援基準を制定する例もみられるなど、様々な形でのサポート体制が構築されつつある。

こうした状況を鑑み、森のようちえん振興議員連盟は、「森のようちえん」の無償化を含めた支援体制の構築を応援すべく令和元年1月に発足した。令和2年10月に行われた第2回総会においては、当議員連盟からの取り組みへの要請を受け、文部科学省より令和2年度に実施する調査事業を支援基準策定の検討材料とし、令和3年度には支援体制を構築するとの指針が示された。

また第2回総会では、NPO法人森のようちえん全国ネットワーク連盟より、新型コロナウイルス感染拡大に関する自然学校等への影響調査の報告がなされ、多くの団体が廃業の危機に直面し、子どもの自然とふれあう機会の減少による心身の活力低下が懸念される中、With/After コロナにおける自然体験プログラムの早期確立について強い要請があった。

森のようちえん振興議員連盟は、来年度（令和3年度）に「森のようちえん」に公的支援が継続的に実施できるよう制度の構築を更に後押しするとともに、「森のようちえん」の特質を活かした幼児教育を支援すべく下記のとおり提言する。

1. コロナ禍における「森のようちえん」を含む幼児教育類似施設への緊急支援対策や、感染症対策を盛り込んだ安全管理マニュアルを早期に策定すること。
2. 来年度（令和3年度）より「森のようちえん」を含む幼児教育類似施設への公的支援が継続的に実施できるよう、令和2年度内に速やかに施設の認定基準の設定と支援の仕組みを整えること。
3. 令和3年度からの実施を予定している「森のようちえん」を含む幼児教育類似施設への支援制度の考え方として、全ての自治体において事業の実施を義務づける方法と、事業の実施を希望する地方自治体の手上げによる補助とする方法が検討されている。事業の実施を希望する地方自治体の手上げ方式とした場合、公立の施設を重視する自治体においては手上げに消極的となる可能性が懸念される。より包括的な支援を考えるならば、子ども・子育て支援法を改正し全ての自治体において事業の実施を義務づけ、全国的に支援を実施することを検討すべきである。仮に手上げ方式とする場合には、公平な取り扱いとなることを担保する措置を講じるべきである。

4. 「森のようちえん」を含む幼児教育類似施設には長い伝統を持つ施設もあるため、一概に無償化の対象とするだけではなく、存続を含め基礎自治体との関わり方について丁寧な議論が必要である。これまで基礎自治体とのコミュニケーションが乏しかった施設もあるため、令和2年度実施の調査事業を通して連携を構築し、基礎自治体が施設の運営・活動内容を把握することは、子供の安全確保の観点からも不可欠であり、公的支援とセットで取り組むべきである。

5. 「森のようちえん」が認可外保育施設としての届出をする際、受理されないケースがみられる。保育時間・園舎の基準については各都道府県で策定しており、厚生労働省は基準策定における考え方を施設の実態に沿った形で策定するよう、改めて各都道府県に対して周知を徹底することが必要である。

令和2年11月12日
森のようちえん振興議員連盟
会長 宮下一郎